

山 青 森 県 報

第千九百六十号

平成十三年十二月十七日(月曜日)

目 次

規 則

○青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………(生活衛生・交通安全課) ……一

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二

○漁場計画……………(水産振興課) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

○道路の供用の開始……………(同) ……三

公 告

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四

○右 同……………(同) ……四

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四

教 育 委 員 会

○青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………(教育政策課) ……四

○青森県教育委員会会議傍聴規則……………(同) ……五

○青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……五

規 則

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第九十三号

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、登録済証明書)」を「戸籍簿本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し」に改める。

第二号様式中「又は」を「若しくは」に、「(日本の国籍を有しない者にあつては、登録済証明書)」を「又は外国人登録証明書の写し」に改める。

第三号様式中「戸籍抄本又は除籍抄本」を「戸籍簿本若しくは戸籍抄本又は除籍簿本若しくは除籍抄本」に改める。

第四号様式中「又は」を「若しくは」に、「(日本の国籍を有しない者にあつては、登録済証明書)」を「又は外国人登録証明書の写し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第六百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期日
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	通所介護	妙水苑アイサービセンタ―	八戸市大字妙一分枝三九の一字	平成 一三・二・三
医療法人三良会	青森市新町二丁目二の二二	通所介護	デイサービスセンターあおいうみ	青森市安方一丁目一〇三の二	"
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一字石田二二一の	通所介護	デイサービスセンター観音の里	弘前市大字独狐字松ヶ沢三八の二	"
株式会社小田島	岩手県花巻市御町六八	福祉用具貸与	株式会社小田島介護用品部青森営業所	青森市問屋町二丁目一一の二四	"
社会福祉法人桐紫苑	青森市大字幸畑一字谷脇二一四の	痴呆対応型共同生活介護	グループホームたもぎの	青森市大字幸畑字阿部野五〇の一	"
社会福祉法人延寿福祉会	上北郡六ヶ所村大字泊字内ノ村七の七	痴呆対応型共同生活介護	グループホームたんぼぼ	上北郡六ヶ所村大字泊字川原一三九六の	"

青森県告示第六百八十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

有限会社ケア・ユニーク	八戸市大字大久保字小久保一七の二〇	痴呆対応型共同生活介護	リビングホーム（グループホーム）	八戸市大字白銀町字浜崖五の	"
-------------	-------------------	-------------	------------------	---------------	---

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡南郷村大字島守字帳塚九の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び南郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

一 公示番号 内共第五十一号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 2 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- 3 漁場の区域 河口から上流の大童子川橋（深浦町大字岩坂字大童子山国有林七林班と二十四林班の林班界）下流端までの大童子川本支流
- 三 免許予定日 平成十四年三月二十日
- 四 申請期間 平成十四年一月四日から同月二十五日まで
- 五 関係地区 西津軽郡深浦町大字岩坂、大字柳田及び大字関字小島崎
- 六 その他 この免許の存続期間は、平成十四年三月二十日から平成十五年八月三十一日までとする。

図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間				
1	国 道	三三八号	むつ市大字城ヶ沢字角達一七の一から むつ市大字城ヶ沢字下川迎五の三まで				
	後	後	前	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	四二・四四・八〇メートルまで	二一・八・九〇メートルまで	二一・八・九〇メートルまで		一六〇・〇〇メートル	一六〇・〇〇メートル	

青森県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年一月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年一月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道三三八号	むつ市大字城ヶ沢字角達一七の一から むつ市大字城ヶ沢字下川迎五の三まで	平成三・三・元
県道弘前柏線	弘前市大字小友字萩原二〇の一から 弘前市大字小友字萩原一三四まで	平成三・三・七

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、前田野目地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十二月十八日から平成十四年一月二十二日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、三戸東南部地区の県営土地改良事業（農村総合整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十二月十八日から平成十四年一月二十二日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢二の六一六及び二の二一七、大字尾駮字沖付一〇七の五二、一〇七の五三、一〇七の五五、一〇七の五八及び一〇七の六〇（第二工区）	青森市本町一丁目一の一五 日本原燃株式会社
上北郡下田町字上久保六一の一三六、六三の五、六三の六及び六三の六三	東京都荒川区西日暮里二丁目二七の五 株式会社ダイナム
五所川原市大字豊成字田子ノ浦六五の三、六五の一、六五の一三から六五の二四まで、六七の二、二九七の二及び二九八の二	五所川原市字一ツ谷一一五の一 株式会社協和開発不動産
南津軽郡大鰐町大字鱧石字広田二の四、二の一、一九及び二二の二九	中津軽郡西目屋村大字田代字神田三〇七の六 前山誠一

教 育 委 員 会

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会会議規則(昭和四十年九月青森県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条第一項中「あらかじめくじで」を「委員長が」に改め、同条第二項を削る。

第十一条の見出し中「傍聴」を「公開」に改め、同条第一項を次のように改める。

会議は、公開する。ただし、法第十三条第六項ただし書の規定により、これを公開しないことができる。

第十一条第二項中「秘密会」を「公開しないこととした会議(以下「非公開の会議」という。)」に、「一般傍聴人」を「傍聴人」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

第二十三条第二項中「秘密会」を「非公開の会議」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

青森県教育委員会会議傍聴規則をここに公布する。

平成十三年十二月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十三号

青森県教育委員会会議傍聴規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第二条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会前に、受付簿に住所及び氏名を記入の上、係員の指示に従い、所定の席に着かなければならない。

(傍聴人数の制限)

第三条 委員長は、会議場の事情により傍聴人の人数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- 一 凶器その他危険物を携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 その他会議場の秩序を乱すと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第五条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- 二 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 三 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 四 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、前項に規定するもののほか、委員長の指示に従わなければならない。

(非公開の会議)

第六条 傍聴人は、会議を公開しないこととする議決があったときは、退場しなければならない。

(退場命令)

第七条 傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十四号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員

会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「広聴」の下に「並びに教育行政に関する相談」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭